

2013 年度 地域史料研究会・福岡会員総会 議案書

日 時：2013 年 5 月 4 日

場 所：久留米大学福岡サテライト

総会式次第

1. 開 会
2. 議案審議
3. 懇 談
4. 閉 会

議 案

第 1 号議案 2012 年度事業報告

(1) 会員数 (2013/4/1 現在)

入会申込、あるいは会費を納入いただいている方 49 名
(内、2012 年度会費納入 25 名)

(2) 懇話会の開催

第 4 回懇話会 2012 年 4 月 21 日

報告者：草野真樹氏、長野暹氏 参加者 15 名

第 5 回懇話会 2012 年 7 月 16 日

報告者：宮崎克則氏 参加者 16 名

第 6 回懇話会 2012 年 9 月 8 日

報告者：江藤彰彦氏 参加者 18 名

第 7 回懇話会 2012 年 12 月 22 日

報告者：横田武子氏 参加者 14 名

第 8 回懇話会 2013 年 3 月 2 日

報告者：永江眞夫氏、山田秀氏 参加者 14 名

(3) 会誌の発行

第 3 号(通巻 133 号) 2012 年 9 月 28 日発行 (8 ページ、web サイト掲載)

第 4 号(通巻 134 号) 2013 年 2 月 7 日発行 (同 上)

第 3 号および 4 号を発行した。なお、前回の総会の決定にしたがい、誌名を『研究会報』に変更した。既刊分についても修正し、Web サイトに再掲した。

また、2013 年 4 月 23 日、福岡県立図書館郷土資料課から事務局に『研究会報』の寄贈依頼があり、第 1 号(通巻 131 号)から第 5 号(通巻 135 号)まで送付した。以後は発行毎に送付する予定。

(4) 各種活動

資料目録の作成

個人(N)資料 67 点、 鎌田(龍)家文書 192 点。

資料調査の実施

鎌田(龍)家文書 計 4 回、 河北(俊)家文書 計 3 回。

(5) 事務局業務

事務局で資料補修作業を継続(山北村庄屋文書、伊東尾四郎文書、花瀬村庄屋文書、高山文書他)。

(6) 事務室来室者数

2012 年 4 月 11 名、 5 月 10 名、 6 月 11 名、 7 月 29 名、 8 月 3 名
9 月 2 名、 10 月 7 名、 11 月 12 名、 12 月 2 名
2013 年 1 月 2 名、 2 月 5 名、 3 月 13 名 計 107 名

第 2 号議案 2012 年度収支決算報告

2012 年度収支決算報告書 (2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日)

収入の部

科 目	金 額	当初予算額	摘 要
前期繰越	28,836	28,836	
会 費	48,000	60,000	25 名分 (前年度分 2 名、院生 2 名)
寄 付	0	5,000	
雑収入	14,000	0	インターネット接続料 2 年契約還付金
合 計	90,836	93,836	

支出の部

科 目	金 額	当初予算額	摘 要
会場費	0	10,000	久留米大学福岡サテライト利用のため
茶 代	3,583	5,000	懇話会飲料代
インターネット接続料	46,560	46,560	DTI モバイルサービス 1 年分
ドメイン登録管理料	920	980	Chiikishi.com 1 年分
資料防虫対策費	0	1,000	
郵送料	1,860	3,000	通知・会報校正等郵送
事務費	6,820	3,000	文具代
次期繰越	31,093	24,296	
合 計	90,836	93,836	

第3号議案 2013年度の事業計画（案）

いずれも昨年度からの継続事業。

1. 懇話会の開催

会員の協力を得て、今年度も複数回の懇話会を開催する。

2. 会誌の発行

会員の協力を得て、今年度も複数回の会誌を発行する。なお、第5号(通巻135号)を2013年4月25日に発行済み。

3. 地域史料データベースの構築

4. 文書資料119番の開設

5. その他関連する事業

第4号議案 2013年度収支予算について

2013年度収支予算(案) (2013年4月1日～2014年3月31日)

収入の部

科目	金額	摘要
前期繰越	31,093	
会費	60,000	30名分
寄付	5,000	
合計	96,093	

支出の部

科目	金額	摘要
茶代	5,000	懇話会飲料
インターネット接続料	46,560	DTI モバイルサービス 1年分
ドメイン登録管理料	920	Chiikishi.com 1年分
資料防虫対策費	3,000	防虫剤他
郵送料	3,000	懇話会通知・会報等送料
事務費	3,000	文房具等
小計	61,480	
予備費	34,613	
合計	96,093	

以上

地域史料研究会・福岡 会則

2011年 7月 30日制定

2012年 4月 21日改正

第1条

本会は、「地域史料研究会・福岡」と称し、当分の間、事務所を九州大学附属図書館附設記録資料館産業経済資料部門内に置く。

第2条

本会は、福岡県域およびそれに関連する地域の歴史に関する研究、ならびに記録・史料の収集・整理・補修および公開のための活動を行ない、もって将来の『福岡県史』編纂の再開に備える。

第3条

本会は、前条の目的を達成するためにつきの事業を行なう。

- (1) 会誌、その他の刊行物の編集・発行。
- (2) 研究会、講演会その他の開催。
- (3) その他必要な事業。

第4条

本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経たものは、誰でも会員となることができる。

- (1) 会員は、本会の行なう諸種の会合・事業に参加し、会誌等に寄稿することができる。
- (2) 本会に入会をのぞむ者は、所定の事項を明記し、本会に申し出るものとする。
- (3) 会員は、本会の維持費として所定の会費(年2,000円)を納入するものとする。ただし学生・大学院生は半額とする。

第5条

本会の運営について必要な事項は、会員総会において決定するものとし、総会は少なくとも年1回開催するものとする。

第6条

本会の運営のために世話人をおく。世話人は若干名を会員総会において会員中より選出し、会務(研究・編集・総務等)を処理する。任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条

本会の経費は、会費・寄付金そのほかの収入によってまかなう。

附 則

本会の会則の変更は、会員総会の決定を経なければならない。